

鳥取県告示第500号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年8月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
特定非営利活動法人ルピナス	鳥取市湖山町南三丁目237-1	ともの家里仁	鳥取市里仁90-2	認知症対応型通所介護	平成22年7月1日

2 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
皆生タクシ一株式会社	米子市旗ヶ崎2207	指定居宅介護支援事業所 ぞうの花	米子市旗ヶ崎2207	平成22年7月1日